



一、債権者

国民金融公庫

# 担保差入証

①は債務者及び抵当権設定者の実印を押すこと  
(不動産用)

一、債務者

外村茂一郎

一、金額

金壹拾萬圓也

一、元金支払方法

借入金は分割弁済とし昭和~~三十四~~年~~六月~~月~~五~~日を初回とし、爾後同~~を存~~年~~六月~~月~~五~~日まで毎月~~五~~日限り~~を~~同~~金~~圓也(最終回のみ金圓のこと)

一、利息及支払方法

すつ都合~~は~~年~~五~~回月賦で支払うこと  
利息は~~月利~~年~~五~~厘と定め昭和~~三十四~~年~~七月~~月~~五~~日を初回とし爾後元金支払の都度支払うこと 但し割賦金を其の期日に支払わなかつたときは弁済に至る迄損害賠償として遅滞金に対し金百圓也に付日歩金~~五~~銭也の延滞利息を支払うこと

一、特約

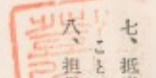
- (イ) 債務者が壹回でも期日に割賦金の支払を怠つたとき
- (ロ) 債務者が他より差押、仮差押、仮処分、強制執行を受け又は和議、破産若くは競売の申立があつたとき
- (ハ) 債務者が債権者に無断で住所、職業を転廃したとき



(四) 債務者が債権者に提出した借入申込書の記載が事実と相違したとき又は著しい不信用の行為があつたと債権者に於て認めるとき  
 右は昭和八年四月七日附借借証書に基き前記の債務者が国民金融公庫に対し負担する債務であるが之の返済を担保するため外村茂一郎は自己所有の後記の物件に順位第一番の抵当権を設定し左記条項を約諾する

記

- 一、担保物件は債務者が債務の履行を怠りもしくは契約に違反しまたは債権者に於て債権侵害の虞れがあるとき認められたときは債権者は債務者に対し何等の通知催告をせずに任意の方法により処分しその代金をもつて元利金その他の諸費用に充当しても債務者は何等異議を申す方一不足の生じた場合は直ちに追償すること
- 二、担保物件が滅失もしくは毀損しまたはその価値が下落して債権者が担保価格に不足を生じたときは債務者の請求あり次第その指圖に従つていつでも増担保を差入れもしくは保証人をたてまたは期限前であっても債務の部もしくは全部を返済すること
- 三、債務者は後記担保物件に対し現に公課の滞納、抵当権其他各種物権の設定等は勿論、賃貸借契約の締結、貸付料、敷金の前収その他債権者が抵当権の履行を妨すに妨害となる契約等の存在しないことを確認し尙右債務未済中は右のごとき行為をしないことは勿論債権者の承諾なく後記担保物件の所有権を他に移転しないこと
- 四、抵当権設定者は後記抵当建物に対し債権者の合意する火災保険会社と相当金額の火災保険契約を締結し右債務未済中は之を継続すること
- 五、前項の保険契約に基き債権者は右債務の返済に充当する為め其権利の上に質権を設定すること
- 六、抵当権設定者に於て保険料支払の延滞其他の事由に依り其の保険契約が無効となり又は無効とならうとする場合には債権者に於て便宜其の保険契約の存続行為又は必要なる保険契約締結の手續を為しうることを
- 七、右の場合に於て債権者が保険契約の存続又は必要なる保険契約締結の爲め支出した保険料其他の諸費用についてはすべて債務者は其の金額に対し金百円也に付日歩金拾銭也の損害金を加算して支払ふこと
- 八、担保物件の処分は決定の手續を要せず時期、方法、価格等すべて債権者の任意であること
- 九、担保物件の競売処分は決定の手續を要せず時期、方法、坪数又は構造工材等に於て事実と相違する場合は債務者は直ちに其の訂正の手續を履行することその相違点のあることを理由として右競売処分に対し異議を申立てないこと



七、抵当権設定者は担保物件が処分せられたときは其の敷地の借地権其他の権利を無償で物件取得者に承継させること  
 六、担保物件につき原因の如何を問はず変動を生じ又は生せんとしたときは直ちに其の旨を債権者に通知すること  
 昭和八年四月七日

住所

滋賀縣神守郡五個庄町大宮金堂  
 二百四番地  
 外村茂一郎



債務者

同所同番地

外村茂一郎



抵当権設定者

国民金融公庫 御中

物件ノ表示

滋賀縣神崎郡五個莊町大字金堂

一宅地 四拾四坪六合

一宅地 八坪四合

同前 宅同 宅同 同番の宅

一木造瓦葺中屋敷建 二居宅 壹棟

一木造瓦葺中屋敷建 二居宅 壹棟

附屬建物 倉庫 壹棟

木造瓦葺中屋敷建 一居宅 壹棟

木造瓦葺中屋敷建 硬折 壹棟

明証乙 券 一

明証乙 券 一

明証乙 券 一



但し右建物に附屬する疊、建具、瓦斯、水道および電気設備等は  
一切現状の儘乃至番抵当権を設定する

滋賀縣 神崎郡 五個莊町 大字 金堂 丁 四番  
地 主 小 林 英 夫 謹 啓  
新 築 別 荘 滋 賀 縣 神 崎 郡 五 個 莊 町 大 字 金 堂 丁 四 番 五 五 五

大 正 十 五 年 六 月 廿 六 日 發 行  
昭 和 參 拾 四 年 四 月 廿 拾 日  
行 第 九 號 契 證 五 番  
水 印 天 一 印  
明 証 乙 券 六 年 六 月 廿 六 日



物件ノ表示

滋賀縣神崎郡五個莊町大字金堂

一、地畝 四拾四坪六分

一、地畝 四拾四坪六分

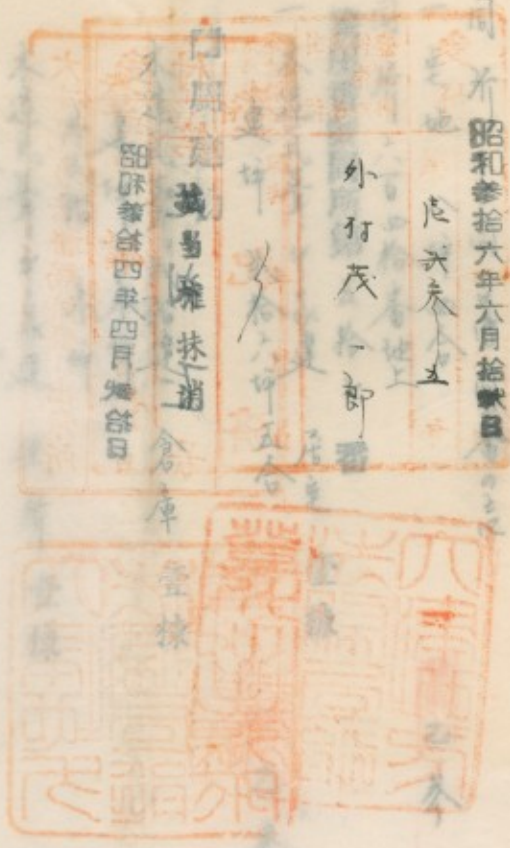
昭和參拾六年六月拾貳日

外打茂 一郎

田原 茂

田原 茂

昭和參拾四年四月拾日



田原 茂

但し、右の物件に附属する農具、瓦葺、木...

滋賀縣神崎郡能登川町大字垣見七五五  
土地家屋  
調査士  
司法書士

小林英夫事務所

電話能登川七四番